

平成 30 年度

当別町文化協会定期総会議案

日 時 平成30年5月23日(水)

18時30分～

場 所 白樺コミュニティーセンター 大研修室

総 会 次 第

1 開 会

2 会長挨拶 当別町文化協会長 曾 川 昭 治

3 来賓祝辞 当別町教育委員会教育長 本 庄 幸 賢 様

4 議長選出

5 報告事項

報告第1号 平成29年度事業報告

報告第2号 平成29年度収支決算報告

報告第3号 平成29年度会計監査報告

6 協議事項

議案第1号 平成30年度事業計画(案)

議案第2号 平成30年度収支予算(案)

7 そ の 他

8 議長退任

9 閉 会

報告第1号 平成29年度事業報告

月 日	事 業 名	会 場	備 考
29.4.26	石狩管内文化団体協議会定期総会	新篠津村 (自治センター)	曾川会長、松田副会長 出席
29.5.9	当別町文化協会第1回理事会 兼 第1回役員会	白樺コミセン	役員、理事15名
29.6.7	当別町文化協会定期総会	白樺コミセン	役員、理事 加盟団体26団体29名
29.8.2	石狩管内文化団体協議会理事会	新篠津村 (役場)	曾川会長 出席
29.8.22	当別町文化協会第2回役員会	白樺コミセン	役員6名
29.8.30	当別町文化協会第2回理事会 兼 第3回役員会	白樺コミセン	役員、理事13名
29.9.5 29.9.6	第68回当別町文化祭第1回実行委員会	西当別コミセン 白樺コミセン	役員、理事、参加団体、個人 西コミ15名、白コミ21名
29.9.10	第41回道民芸術祭 兼 第44回石狩管内郷土芸術祭 兼 第37回石狩管内文芸交流大会	千歳市 (市民文化センター)	曾川会長 出席 当別短歌会2名 (投句7、句集1)
29.9.16 ～ 29.9.17	第41回道民芸術祭 兼 第44回石狩管内郷土芸術祭「展示部門(Bブロック)」	当別町 (当別赤れんが6号 ふれあい倉庫)	(出品) アートフラワー長谷川4名 当別短歌会5名 藍染サークル遊染5名 クレイ・クラフト・フラワー2名
29.9.24	第41回道民芸術祭 兼 第44回石狩管内郷土芸術祭「舞台部門」 (石狩管内文化団体協議会表彰式)	恵庭市 (市民会館)	曾川会長 出席 (出演) オカリナサークル 「エーデルワイス」5名 (文化奨励賞受賞) 吉竹義夫 氏
29.10.12 ～ 29.10.16	第28回全道シルバー作品展	札幌市 (かでの2・7)	(出品) 工芸の部3名 短詩型の部(短歌)2名
29.10.13	第68回当別町文化祭第2回実行委員会	西当別コミセン	役員、理事、参加団体、個人 48名

29.10.17	当別町文化祭ラジオ出演	さっぽろ村ラジオ	曾川会長 出演
29.11.3 ～ 29.11.5	第68回当別町文化祭 ◇総合展示:西当別コミュニティーセンターアリーナ 出展者 25団体、6個人 出展数 614点 ◇舞台音楽発表:西当別コミュニティーセンター大会議室 出演団体 29団体、2個人 ※ 文化祭入場者総数 2,129人(28年度 2,505人)		
29.11.18	第59回北海道文化集会 (第28回全道シルバー作品展表彰式)	札幌市 (札幌市資料館)	曾川会長 出席 (北海道知事賞) 長谷川 晴枝 氏
29.11.21	第68回当別町文化祭ご苦労さん会 及び 吉竹義夫氏石狩管内文化団体協議会文化奨励賞受賞祝賀会 及び 岡田進氏役員退任お別れ会	田西会館	21名
29.12.4	当別町文化協会第4回役員会	当別町役場	役員7名
30.2.24	当別町教育功績表彰(芸術文化功績賞)授賞式	ゆとろ	曾川会長 出席 (受賞者) 長谷川 晴枝 氏 吉竹 義夫 氏
30.2.28	当別町文化協会第3回理事会 兼 第5回役員会	白樺コミセン	役員、理事11名
30.3.28	当別町文化協会第6回役員会	白樺コミセン	役員7名

【当別町文化協会受嘱役職】

- | | |
|------------------------|------|
| ○ 当別町社会教育委員会委員 | 曾川会長 |
| ○ 西当別中学校評議員 | 曾川会長 |
| ○ 当別町学校支援地域本部運営委員 | 曾川会長 |
| ○ 当別町町民活動支援システム運営協議会委員 | 曾川会長 |

【受賞】

- | | |
|------------------------------|----------|
| ○ 平成29年度石狩管内文化団体協議会文化奨励賞 | 吉竹 義夫 氏 |
| ○ 第28回全道シルバー作品展北海道知事賞 | 長谷川 晴枝 氏 |
| ○ 平成29年度当別町教育功績賞(芸術文化功績賞 個人) | 長谷川 晴枝 氏 |
| | 吉竹 義夫 氏 |

報告第2号 平成29年度収支決算報告

(収入)

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
繰越金	9,805	9,805	0	
補助金	198,000	198,000	0	町補助金163,000円 管内郷土芸術祭補助金 35,000円
負担金	99,000	103,280	4,280	加盟団体負担金(45団体704名) 1,200円×団体数+70円×会員数
雑収入	195	5,000	4,805	文化祭ご苦労さん会剰余分 5,000円
計	307,000	316,085	9,085	

(支出)

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
会議費	3,000	0	▲ 3,000	
事業費	221,000	187,008	▲ 33,992	当別町文化祭 116,154円 管内郷土芸術祭 69,070円 ピアノキャスター収納用木箱製作 1,784円
文化振興費	13,000	5,360	▲ 7,640	管内郷土芸術祭舞台部門交通費 5,000円 シルバー作品展授賞式駐車場代 360円
事務局費	40,000	47,326	7,326	切手代 6,232円 振込手数料 1,512円 事務用消耗品(テブラテープ、インク等) 39,582円
負担金	15,000	7,000	▲ 8,000	石狩管内文化団体協議会定期総会 7,000円
上部団体会費	10,000	10,000	0	石狩管内文化団体協議会負担金 10,000円
予備費	5,000	32,000	27,000	新春町民の集い 2,000円 特別会計積立 30,000円
計	307,000	288,694	▲ 18,306	

収入額

支出額

316,085 — 288,694 = 27,391

(次年度へ繰越)

平成29年度収支決算報告 (特別会計[積立金])

(単位：円)

	前年度末 現在高	年度中増減額		年度末 現在高	摘 要
		収 入	支 出		
現 金	0	30,000	0	30,000	定期預金 30,000
					預金利息 0

報告第3号 平成29年度会計監査報告

平成29年度会計に係る関係帳簿及び書類等を審査した結果、適正に処理されていることを報告いたします。

記

1. 監査の対象 平成29年度会計
2. 監査書類 現金出納帳・預金通帳・証拠書類
3. 監査年月日 平成30年4月26日

平成30年5月23日

当別町文化協会

監事 荒谷雅子

監事 目黒久美子

議案第1号 平成30年度事業計画(案)

◎活動目標

- (1) 個々の団体の持つ特性を生かし、多くの町民が質の高い芸術文化に触れる機会を広げることにより、当別町の芸術文化活動の振興と促進を目指す。
- (2) 文化活動を通して、文化の香る美しい町を目指す。
- (3) 管内文化団体と文化芸術の交流を図り、相互に資質を高め合い、地域の文化活動の活発化と香りの高い郷土を築く地域文化活動を推進する。

◎活動の重点

- (1) 文化団体相互の連携と交流を図る。
- (2) 文化団体の活動の活発化と育成を図る。
- (3) 文化祭を開催し、町民が文化に親しむ活動を展開する。
- (4) 石狩管内郷土芸術祭「文芸部門」及び「展示部門」・「舞台部門」並びに全道シルバー作品展への参加を通して、地域文化活動を推進する。

◎事業

月 日	事 業 名
平成30年 5月23日(水)	平成30年度当別町文化協会定期総会(白樺コミュニティーセンター)
8月26日(日)	第38回石狩管内文芸部門交流会(恵庭市市民会館)
9月 2日(日)	第45回石狩管内郷土芸術祭【舞台部門】(白樺コミュニティーセンター) 石狩管内文化団体協議会表彰式
10月21日(日) ～ 10月25日(木)	第29回全道シルバー作品展(札幌市 かでの2・7)
11月 2日(金) ～ 11月 4日(日)	第69回当別町文化祭 総合展示、生け花展、舞台・音楽発表 (総合体育館・白樺コミュニティーセンター)
11月10日(土) ～ 11月11日(日)	第45回管内郷土芸術祭【展示部門 Bブロック】(江別市コミュニティセンター)
随 時	当別町文化協会 役員会、理事会の開催 石狩管内文化団体協議会 総会、理事会への出席

議案第2号 平成30年度収支予算(案)

(収入)

(単位:円)

項目	本年度 予算額	前年度 決算額	増減	摘要
繰越金	27,391	9,805	17,586	29年度繰越金
補助金	297,000	198,000	99,000	町補助金 163,000円 管内郷土芸術祭補助金 134,000円
負担金	103,300	103,280	20	加盟団体負担金 1,200円×団体数+70円×会員数
雑収入	309	5,000	▲ 4,691	預金利息等
計	428,000	316,085	111,915	

(支出)

(単位:円)

項目	本年度 予算額	前年度 決算額	増減	摘要
会議費	3,000	0	3,000	
事業費	344,000	187,008	156,992	当別町文化祭 150,000円 管内郷土芸術祭 194,000円
文化振興費	7,000	5,360	1,640	管内郷土芸術祭等交通費 5,000円 駐車場代 2,000円
事務局費	50,000	47,326	2,674	切手代 8,000円 振込手数料 2,000円 事務用消耗品(インク等) 40,000円
負担金	9,000	7,000	2,000	石狩管内文化団体協議会定期総会 7,000円 新春町民の集い 2,000円
上部団体会費	10,000	10,000	0	石狩管内文化団体協議会負担金 10,000円
予備費	5,000	32,000	▲ 27,000	
計	428,000	288,694	139,306	

平成30年度収支予算（案） （特別会計[積立金]）

（収入の部）

（単位：円）

科 目		30年度予算額	説 明
1	積立金	30,000	①定期預金 ¥30,000（スーパー定期単利型 1年）
2	繰入金	0	
3	雑収入	5	預金利息
合 計		30,005	

当別町文化協会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、当別町文化協会と称する。

第2条 本会の事務局は会長宅に置き、当別町教育委員会社会教育課を窓口とする。

(目的)

第3条 本会は、当別町の文化活動を活発化し、文化団体の組織化を図り、文化活動の振興と促進をはかるとともに明るく豊かな生活に寄与する。

(組織)

第4条 本会の構成は、本会の趣旨に賛同する町内の文化団体によって組織する。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡協調。
- (2) 町民の文化振興の方策を調査研究すること。
- (3) 加盟団体の開催する事業の援助。
- (4) 全町的文化事業の開催。
- (5) 全道及び石狩管内事業に、町を代表する団体及び会員並びに役員を派遣する。
- (6) 文化活動の普及奨励、施設設置の計画を具申する。
- (7) 機関誌の発行に関する事。
- (8) その他本会の目的達成に必要なこと。

(機関)

第6条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会 (2) 理事会 (3) 役員会

(総会)

第7条 総会は本会の最高決議機関である。

- 2 総会は役員及び各団体の代表者及び理事を持って構成する。
- 3 総会は年1回、会長が招集する。但し、理事会又は役員会が必要と認めるときは、臨時総会を開かなければならない。
- 4 総会はその構成者の3分の1の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数で決する。
- 5 総会で次の事項を審議する。
 - (1) 事業に関する事。
 - (2) 予算・決算に関する事。
 - (3) 会則に関する事。
 - (4) 役員に関する事。
 - (5) その他会長が必要と認めた重要な事項。

(理事会)

第8条 理事会は総会に次ぐ決議機関である。

- 2 理事会は、役員及び専門部理事をもって構成する。
- 3 理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 4 理事会は次の事項について審議する。
 - (1) 本会の目的達成のための立案に関する事。
 - (2) 各文化行事の企画・実施に関する事。
 - (3) その他、理事会として必要な事項に関する事。

(役員会)

第9条 役員会は総会及び理事会の決議事項の執行並びに緊急事項の処理を行う。

- 2 役員会は役員をもって構成する。
- 3 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 理事長1名 (4) 会計1名 (5) 監事2名

(役員を選出)

第11条 役員は理事会において推薦し、総会に諮って承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第12条 会長は会務を統括し本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行するとともに、会長の命により各部門の運営促進をそれぞれ分担する。
- 3 理事長は事務を統括・執行する。
- 4 会計は、出納決算及び会の経理を担当する。
- 5 監事は会務及び会計経理を監査する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は2年とするが、再任は妨げない。

(専門部)

第14条 本会に次の専門部を置き、所属する団体から互選もしくは推薦された代表者を専門部理事とし、その専門部を統括するものとする。

舞台部門

- (1) 洋楽洋舞部 洋楽及び洋舞に関する団体をもって構成する。
- (2) 邦楽邦舞部 邦楽及び邦舞に関する団体をもって構成する。
- (3) 郷土芸能部 郷土芸能に関する団体をもって構成する。

展示部門

- (4) 茶華道部 お茶・お花に関する団体をもって構成する。
- (5) 書道絵画部 書道・絵画に関する団体をもって構成する。
- (6) 菊花盆栽部 菊花・盆栽に関する団体をもって構成する。
- (7) 生活文化部 生活文化に関する団体を持って構成する。
- (8) 文芸部 文芸に関する団体をもって構成する。

- 2 専門部の会議は、専門部理事で構成する。
- 3 専門部の会議には担当の副会長が出席して進行をする。
- 4 舞台部門・展示部門の会議は必要に応じて担当副会長が招集する。

(入会及び退会)

第15条 本会の入会及び退会については、理事会の承認を必要とする。

- 2 本会に入会しようとする団体は、入会申請書(様式は別に定める)を、退会しようとする団体は、退会届(様式は別に定める)を事務局へ提出しなければならない。
- 3 1年以上会費の納入がない場合は退会と見なす。

(会計)

第16条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 負担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 雑収入

第17条 加盟団体は毎年定める負担金を納付する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

昭和44年10月7日より施行する。

昭和52年4月21日より施行する。(一部改正)

平成10年6月29日より施行する。(一部改正)

平成14年6月10日より施行する。(一部改正)

平成15年5月21日より施行する。(全面改正)

平成19年4月10日より施行する。(一部改正)

平成20年5月20日より施行する。(一部改正)

平成21年5月19日より施行する。(一部改正)

平成28年5月11日より施行する。(一部改正)